

者でたい者で満45才以上、又は勤続年数20年以上の者で
年金年限に達したものについては、退職勧奨しようにでき
るようにした。

これを要するに「未来をひらく豊かな教育」をめざす本
県教育の振興をはかるために、全県の視野にたつて適材を
適所に配置するとともに、広域行政に即応する、教育優先
の人事を実施するよう前年に引き続き努力した点である。

(3) 教職員の配当基準

本年度は前年度に比し、学校統廃合等により19の学校減、
児童生徒の減11,194名、学級数において245の減となり、教
職員定数において厳しい年度となった。

標準法改正第4年次であり、学級編制基準改善との関連に
おいて、教職員の配置基準を次表のとおり改善をした。

なおこの基準をより改正法の趣旨に近づけるために、さら
に次の補正を行なって、実際配置をした。

① 小学校の増配置

- 政令第4条第1項該当校に1人

一般教員配当数

小 学 校

学 年 級 年 度	三 四 年 度	三 五 年 度	三 六 年 度	三 七 年 度	三 八 年 度	三 九 年 度	四 〇 年 度	四 一 年 度	四 二 年 度	四 三 年 度	四 四 年 度	四 五 年 度	四 六 年 度	四 七 年 度
1														
2	2													
3				0										
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10						1								
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20							2							
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29								3						
30														
31														
32														
33														
34														
35												4		
36														
37														
38														
39														
40														
41														5

中 学 校

学 年 級 年 度	三 四 年 度	三 五 年 度	三 六 年 度	三 七 年 度	三 八 年 度	三 九 年 度	四 〇 年 度	四 一 年 度	四 二 年 度	四 三 年 度	四 四 年 度	四 五 年 度	四 六 年 度	四 七 年 度
1														
2			1											
3														
4			2											
5														
6					3									
7														
8														
9					4									
10														
11														
12														
13						5								
14														
15														
16						6								
17									8					
18														
19														
20						7				9				
21														
22														
23									10					
24														
25														
26												11		
27														
28														
29													12	
30														
31														
32													13	
33														
34														
35													14	
36														
37														
38														
39														
40													15	
41														